

『史記』三家注の

『竹書紀年』佚文について

藤田 勝久

はじめに

- 一 『史記』集解引く『竹書紀年』佚文
- 二 『史記』索隱・正義の『竹書紀年』佚文
- 三 古本『竹書紀年』佚文の史料的人格
おわりに

は じ め に

これまで『史記』には、その戦国部分にあたる六国年表・戦国世家の間に矛盾や誤りのあることが指摘されている^①。そのため早くから、後世の晋代に発見された汲冢竹書が注目され、そのなかの『竹書紀年』（以下、『紀年』とも略す）佚文をもとに、『史記』戦国紀年との比較考証がすすめられてきた^②。

この汲冢竹書は、西晋武帝の咸寧五年から太康元年・二年（二七九〜二八一）にかけて、今の河南省汲冢西部で出土し整理されたと伝えられ、司馬遷が『史記』を著作するときに利用できなかった先秦の第一次資料である。とりわけ『竹書紀年』は、春秋晋・戦国魏の紀年にかかわる資料として、『史記』の記述を補足・修正するだけではなく、戦国史を研究するための重要資料といわれている。しかし原本は宋代ころに失われたため、諸本に引用された『紀年』佚文を集め、清・朱右曾の輯本を校訂した王国維『古本竹書紀年輯校』を基礎として、その後も集成と復元が試みられている。^③

ところがこの『紀年』をめぐる、従来まで発見年代・出土状況・魏王墓の性格や、その整理経過・伝本の散佚時期などが考察されているが、その性格にはなお見解の相違がみられる。^④その要点は、すでに『紀年』が散佚して久しく、今日では佚文によって考察するため、その伝本過程が十分には明らかでないということによる。たとえば橋本増吉・山田統商氏は、『紀年』の古代紀年を疑問とし、とくに山田氏はその史料的价值を否定する説を提出されている。^⑤したがって『竹書紀年』の歴史史料としての性格は、あらためて再検討する必要がある。

そのとき注目されるのは、『紀年』佚文が諸資料に分散して引用され、その伝本の性質が異なるということである。いま試みに、王国維の輯校に収録されている『紀年』佚文をみると、引用文は年代のわかる全三三九条のうち、『史記』三家注が九〇条（集解一三、索隱七二、正義五）、『水経注』が八七条で、この両者が約七割を占め、残りは『太平御覧』二一条などの佚文となっている。^⑥したがって『紀年』佚文は、必ずしも輯本として同じ系統ではないと想定され、それぞれの引用された諸資料に即して、その構成分析を行なうべきであると考ええる。

そこで本稿では、とくに『史記』三家注にみえる『紀年』佚文を対象として、古本『竹書紀年』佚文の系統と、その史料性格について考えてみたいとおもう。

一 『史記』集解引く『竹書紀年』佚文

ここでは、まず晋代に『竹書紀年』が出土して以来の編集・伝本の過程を確認し、『史記』集解引く《紀年》佚文の性格を検討してみよう。

これまで汲冢竹書は、汲郡の民が戦国魏墓を盗掘した際に発見され、その分量は竹書数十車で、全部で七十五篇に分類されて秘書に入れられたという^①。そのとき《紀年》が出土した戦国墓は、魏襄王墓あるいは安釐王墓といわれているが、その根拠は《紀年》に恵王の子の代にあたる「今王」という記載があることをのぞけば、明確な手がかりがあるわけではない。このため山田統氏のように、黄河を渡った秦・魏の係争の地に、王あるいは大官の冢を築くことがあるだろうかという疑問が提出され、また陳夢家氏は、この墓主を魏の貴族あるいは大史ではないかと推測されている^②。そこで私は別稿において、睡虎地秦簡『編年記』や阜陽双古堆漢簡『年表』に、墓主とは異なる「今王」の記載をふくむことから、「今王」の記載をもって王墓とする必然性はないことを指摘した^③。また墓葬の形式と場所は、汲冢近くの河南省輝県の遺跡が魏の王族などの墓域とみなされており、国境付近に葬られた封君墓に副葬された書籍とも考えられる。これは近年中国で発見された戦国・秦漢墓の出土書籍の形態からみても、けっして不自然ではない。したがって今日のように、中国各地方の墓中から竹簡・木牘に書写された出土書籍が発見されている状況では、汲冢竹書をまったくの虚構とすることはできないであろう。

それでは『竹書紀年』は、どのように伝えられ、今日に伝わる《紀年》佚文は原本をどのような形式で残しているものであろうか。

晋代に出土した『竹書紀年』は、まず荀勗・和嶠をはじめ束皙・衛恒らの手によって十三篇に整理され、中経として秘府に収められたが、また別に杜預（二二二〜八四）・続咸らが読んだことが指摘されている。¹⁰ そのとき汲冢竹書の様子は、『穆天子伝』序によると、古尺の二尺四寸に墨書で一簡に四〇字が書かれ、のちに二尺の黄紙に書写されて、正本・副本が中経・三閣に所蔵されたといひ、『紀年』も同様ではないかと推測されている。¹¹ ただし近年中国の出土資料の整理状況からみれば、当時の人々が作成した釈文や、書籍分類の方法については、なお不十分な点があったとおもわれる。そして原簡は、永嘉の乱によって失われたともいわれるが、その整理された写本は当時なお残存していたらしい。これを示す最初の史料が、南朝宋の裴駟『史記集解』にみえる『紀年』佚文である。

裴駟の伝記は、『宋書』卷六四裴松之列伝に付記されているが、その経歴は簡単に生卒年は記されていない。¹² ただし父・裴松之が宋文帝の元嘉二十八年（四五二）に八〇才で死去していることから、この頃の人物とわかる。いま集解の『竹書紀年』佚文にかかわる記事を、その前後の引用文とともに時代順に並べてみれば、表1のようになる。その区分は便宜上、戦国紀年の考証に重点を置くことから、戦国以前と、戦国魏に分類しておきたい。¹³

ここに引用した資料によると、裴駟は、汲冢竹書の整理にかかわった荀勗・和嶠らの言（23）によって、『紀年』の特徴を知っていることがわかる。そこでは『紀年』が、黄帝から戦国魏の「今王」までつづくことを述べ、集解は「今王」を恵成王の子である襄王と推測している。しかし実際に集解に引用されている『紀年』佚文をみると、夏・殷・周から魏文侯以前の記事は少なく、戦国魏の記事がやや多いことがわかる。しかも集解が引く典故は、魏恵王以前では臣瓚・郭璞注引く佚文があり、恵王以後では圧倒的に徐広注引く佚文が多いという特徴がある。この点を、もう少し詳しく考えてみよう。

表1 史記集解の『竹書紀年』佚文

戦国以前

1 徐広曰。從禹至桀十七君十四世。駟案。汲冢紀年曰。有王與無王。用歲四百七十一年矣。

(夏本紀)

2 ……駟案。郭璞曰。汲冢竹書曰。桀伐岷山。得女二人。曰琬曰琰。桀愛二女。斲其名于苾華之玉。

(司馬相如列伝)

3 譙周曰。殷凡三十一世。六百餘年。汲冢紀年曰。湯滅夏以至于受二十九王。用歲四百九十六年也。

(殷本紀)

4 駟案。…。瑣曰…。汲冢古文曰。盤庚遷于此。汲冢曰。殷虛南去鄴三十里。是舊殷乎。然則朝歌非盤庚所遷者。

(項羽本紀)

5 汲冢紀年曰。自武王滅殷以至幽王。凡二百五十七年也。

(周本紀、幽王条)

6 郭璞曰。紀年云。北唐之君來見以一驪馬。是生綠耳。…。駟案。穆天子傳。穆王有八駿之乘。此紀不具也。

(秦本紀、造父条)

7 郭璞曰。紀年云。穆王十七年。西征於崑崙丘。見西王母。

(秦本紀、造父条)

↓東晋・郭璞(二七六、三二四)『穆天子傳』注

戦国魏

8 ……瑣曰。…。汲冢古文曰。齊師伐趙東鄙。圍中牟。

(趙世家、獻侯即位条)

9 瑣曰。汲冢古文謂。衛將軍文子爲子南彌牟。其後有子南勁。朝于魏。後惠成王如衛。命子南爲侯。秦并六國。衛最爲後。疑嘉是衛後。故氏子南而稱君也。

(周本紀、論贊)

10 徐広曰。汲冢紀年。惠王二年。魏大夫王錯出奔韓也。

(魏世家、惠王元年条)

11 徐広曰。今凌儀。案。汲冢紀年曰。梁惠成王九年四月甲寅。徙都大梁也。

(魏世家、惠王31条)

↓紀年。以爲惠王九年。蓋誤也。

(六國表、周烈王9条)

12 徐広曰。紀年。東周惠公傑薨。

(六國表、魏惠王15条)

13 徐広曰。紀年一曰。魯共侯來朝。邯鄲成侯會燕成侯乎安邑。

(六國表、秦孝公20「諸侯畢賀。會諸侯于澤」条)

14 徐広曰。紀年作逢澤。朝天子。

(燕世家、子之条)

15 徐広曰。……駟案。汲冢紀年曰。齊人禽子之而醢其身也。

(趙世家、武靈王11「王召公子職於韓。立以爲燕王」条)

16 徐広曰。紀年亦云爾。

(六國表、趙武靈王12条)

17 徐広曰。紀年云。立燕公子職。

(秦本紀、昭襄王18条)

18 徐広曰。汲冢紀年云。魏哀王(二十)四年。改宜陽曰河雍。改向曰高平。向在軹之西。

(趙世家、惠文王16条)

19 徐広曰。紀年云。魏哀王四年改陽曰河雍。向曰高平。

(蘇秦列伝、蘇代条)

20 徐広曰。……皆云楚圍雍氏。紀年於此亦說。楚景翠圍雍氏。韓宣王卒。秦助韓共敗楚屈丐。又云。齊宋圍煮棗。皆與史記年表及田完世家符同。

(韓世家、襄王12条)

21 徐広曰。……紀年於此亦說。楚入雍氏。楚人敗。然爾時張儀已死十年矣。

(同上)

22 徐広曰。紀年云。魏救山塞集胷口。

(蘇秦列伝、蘇代条)

23 荀勗曰。和嶠云。紀年起自黃帝。終於魏之今王。今王者。魏惠成王子。案太史公書。惠成王但言惠王。惠王子曰襄王。

襄王子曰哀王。惠王三十六年卒。襄王立十六年卒。并惠襄爲五十二年。今案古文。惠成王立三十六年。改元称一年。

改元後十七年卒。太史公書爲誤分惠成之世。以爲二王之年数也。世本惠王生襄王而無哀王。然則今王者魏襄王也。

(魏世家、襄王16条)

そもそも裴駟の集解は、『史記』卷一、五帝本紀の冒頭集解に、

凡是徐氏義。稱徐姓名以別之。餘者悉是駟注解。并集衆家義。

とあるように、東晋末・宋の徐広(三五二〜四二五)『史記音義』の注に基準を置いている。そして徐広注以外を、裴駰注解として他説を引用し、その主要なものとして西晋・臣瓚の『漢書音義』をあげている。¹⁹⁾したがって集解に、西晋・臣瓚注と東晋末・徐広注の説を多く引用することは当然といえよう。『竹書紀年』佚文は、この両者の注に多く引用されており、この点が『紀年』伝本にかかわる一つの手がかりとなる。

すなわち集解は、臣瓚注に引く『紀年』佚文(4、8、9)を引用しているが、これは西晋において『竹書紀年』が存在し、臣瓚が『漢書音義』に利用できたことを示している。¹⁹⁾さらに『紀年』は、晋王朝が江南に移動し、東晋王朝が建国されたのちにも、南朝に伝えられたことが想定できる。その一つは、東晋・郭璞(二七六〜三三四)注に引く佚文(2、6、7)である。郭璞は、同じく汲冢竹書である『穆天子伝』に注を付けており、その一部(6、7)が集解引く佚文とほぼ共通していることから、この佚文は『穆天子伝』注の可能性がある。¹⁹⁾もう一つは、東晋末・徐広注に引く佚文(10、12、14、16、22)である。したがって『竹書紀年』伝本の一部は、まず西晋の臣瓚『漢書音義』に利用され、また他の伝本は東晋王朝にもたらされ、それはすでに東晋・郭璞の『穆天子伝』注と、東晋末の徐広『史記音義』に利用されていた可能性がある。そして南朝宋の集解は、西晋『漢書音義』と東晋・郭璞注のほかに、主に徐広『史記音義』の注によって『紀年』佚文を引用したことを示しているのである。

そこで注目されるのは、『紀年』佚文の形式である。いま戦国以前の記事を見ると、臣瓚注は「汲冢古文」あるいは「汲冢古文」といい、郭璞注は「汲冢竹書」あるいは「紀年」といっている。また徐広注では「汲冢紀年」あるいは「紀年」という。これ以外の記事は、裴駰の案文(1、5、11、15)と、譙周注の後に引く文(3)であるが、五例はともに「汲冢紀年」といっている。この形式からみると、各佚文にはその表記に一定の区別があることがわかる。また佚文をみると、徐広注は戦国魏の恵王以降に集中しており、それは『史記』秦本紀、六国年表、三晋・燕世家な

表2 『史記』晋世家の三家注

典 拠	集解	索隱	正義
春秋	0	3	1
左傳	9	17	2
羊公	3	0	0
世本	1	9	1
國語	0	1	2
竹書紀年	0	6	0
服虔	53	0	0
賈逵	46	0	0
章安	17	1	2
孔安國	4	0	0
王肅	4	0	0
杜預	42	3	2
徐廣	12	0	0
括地志	-	0	4
その他	10	11	5
計	201	51	19

表3 『史記』魏世家の三家注

典 拠	集解	索隱	正義
左傳	0	4	1
世本	1	15	0
戰國策	0	9	0
呂氏春秋	0	0	2
竹書紀年	2	15	0
杜預	1	0	0
徐廣	50	4	0
水經注	-	0	1
括地志	-	0	40
その他	6	8	13
計	60	55	57

どの注に収録されているが、それ以前の佚文がみられない。

いま参考として『史記』卷三九晋世家の三家注をみると、表2のような典拠によることがわかる。その注は、集解が二〇一、索隱五一、正義一九の条文であり、このうち索隱には六条の《紀年》佚文を引いている。これに対して集解は、多くの服虔・賈逵など儒家の注とともに、徐廣注一二条を引用するにもかわらず、《紀年》の引用はまったく見られない。この特徴は、表3にみえる『史記』卷四四魏世家の三家注と比較すれば、その傾向の相違が明らかであろう。したがってこのことから徐廣注は、東晋に伝えられた『竹書紀年』を利用することができたとしても、その伝本は戦国魏の一部資料に限定されていた可能性がある。そして裴駰は、独自に《紀年》を見た可能性もあるが、それを補う資料として、さきにもた臣瓚注や郭璞注を利用したのではないかと推測するのである。^①

以上、『史記』集解にみえる《紀年》佚文を分析すると、その注釈は主に東晋末の徐廣『史記音義』注を利用して

おり、一部に西晋・臣瓚の『漢書音義』や、東晋・郭璞『穆天子伝』注を引くことがうかがえる。そしてその引用部分が多なることから、臣瓚注や郭璞注は『紀年』晋以前にあたる一部の資料を利用し、反対に徐広注は、戦国魏の一部資料を利用するとどまっている。したがって南朝宋の集解にみえる『紀年』佚文は、『竹書紀年』の伝本によると考えるよりも、むしろ『紀年』の一部を参照した諸家注を多く利用した注釈といえるであろう。

二 『史記』索隱・正義の『竹書紀年』佚文

その後、『竹書紀年』の佚文は、北魏の酈道元（四六九？～五二七）『水経注』に多量に引用されており、ここではほぼ全般的に「竹書紀年」と称している。¹⁸⁾したがって『紀年』の伝本は、西晋から五胡十六国の時代を経て、北魏に伝えられ、『水経注』はその伝本を利用したものであることが推測されよう。また『隋書』卷三十三経籍志の史部には、『紀年』十二卷の存在が記されているから、その伝本は唐代初期まで伝えられたことがわかる。¹⁹⁾さらに『紀年』を集中して引用しているのが唐・司馬貞の『史記索隱』であり、このほか唐・張守節の『史記正義』がある。

この『史記』索隱と正義では、その両者の先後関係が問題となっている。これについて銭大昕、小沢賢二氏らは、唐開元年間・司馬貞の索隱のほうが早く、同じく唐開元年間・張守節の正義は、索隱を参照している形跡があり、そのために索隱と重複する『竹書紀年』の引用を避けたのではないかと推測されている。ここではその検証をかねて、『史記』索隱・正義の『紀年』佚文にかかわる記事を整理してみよう。²⁰⁾

表4は『史記』索隱引く戦国までの佚文を一覧したものであり、表5は『史記』正義に引く佚文である。これによらず索隱の佚文には、つぎのような特徴がある。

表4 史記索隱の『竹書紀年』佚文

戦国以前

- 1 徐広曰。從禹至桀十七君十四世。案。汲冢紀年曰。有王與無王。用歲四百七十一年。 ↓集解の引用 (夏本紀)
- 2 按。……。汲冢古文云。盤庚自奄遷于北蒙。曰殷虛。南去州三十里。 (項羽本紀)
- 3 ……按。紀年。太甲唯得十二年。 (魯世家、祖甲条)
- 4 若汲冢紀年則云。共伯和于王位。 ↓正義「明紀年及魯連子非也」 (周本紀、共和条)

戦国諸国

- 5 按。紀年。成公名載。 (燕世家、成公卒条)
- 6 按。紀年。知伯滅。在成公二年也。 (燕世家、孝公12条)
- 7 按。紀年作。文公二十四年卒。簡公立。十三年而三晉命邑爲諸侯。 (燕世家、釐公立条)
- 8 紀年作。簡公四十五年卒。妄也。 (燕世家、釐公卒条)
- 9 王劭按。紀年。簡公後次孝公無猷公。然紀年之書。多是偽謬。聊記異耳。 (燕世家、猷公立条)
- 10 按。紀年云。四年卒于越。 (衛世家、悼公5卒条)
- 11 按。樂資據紀年。以嗣君即孝襄侯也。 (衛世家、嗣君立条)
- 12 按。紀年。爲十八年。 (宋世家、公休田卒条)
- 13 按。紀年作。桓侯璧兵。 (宋世家、辟公立条)
- 14 王劭按。紀年云。宋易城肝廢其君辟而自立也。 (宋世家、剔成立条)
- 15 越在蠻夷。少康之後。地遠國小。春秋之初未通上國。國史既微。略無世系。故紀年稱。於粵子。 (越世家、句踐条)

16紀年云。晉出公十年十一月。於粵子句踐卒。是爲莢執。

(越世家、句踐卒条)

17按。紀年云。於粵子句踐卒。次鹿郢立。六年卒。

(越世家、王闔與条)

18紀年云。不壽立十年見殺。是爲盲姑。次朱句立。

(越世家、不壽卒条)

19紀年。於粵子朱句三十四年滅滕。三十五年滅郟。三十七年朱句卒。

(越世家、王翁卒条)

20紀年云。翳三十三年遷于吳。三十六年七月太子諸咎弑其君翳。十月粵殺諸咎。粵滑。吳人立孚錯枝爲君。明年。大夫

寺區定粵亂。立初無余之。十二年。寺區弟思弑其君莽安。次無顛立。無顛八年薨。是爲莢蠋卵。(越世家、王之侯立条)

21按。紀年。粵子無顛薨後十年。楚伐徐州。無楚敗越殺無疆之語。是無疆爲無顛之後。紀年不得錄也。(越世家、王無疆条)

22如紀年之說。此乃出公二十二年事。(晉世家、哀公4「殺知伯」条)

23按。……紀年又云。出公二十三年奔楚。……然晉趙系家及年表各各不同。何況紀年之說也。(晉世家、哀公条)

24紀年云。夫人秦嬴賊公於高寢之上。(晉世家、幽公18条)

25紀年云。桓公二十年。趙成侯・韓共侯遷桓公於屯留。已後更無晉事。(晉世家、孝公卒条)

26紀年。齊宣公十五年。田莊子卒。明年。立田悼子。悼子卒。乃次立田和。……明紀年亦非妄說也。

(田齊世家、太公和立条)

27紀年。宣公五十一年。公孫會以廩丘叛於趙。十二月。宣公薨。

(田齊世家、宣公卒条)

28按。紀年。魏文侯初立。在敬公十八年。

(晉世家、幽公15「魏文侯立」条)

29……紀年云。五十年卒。

(魏世家、文侯38条)

戦国以前

1 鄭玄云。……案。……帝王紀云。……汲冢紀年云。后稷放帝子丹朱。

(五帝本紀)

2 括地志云。……汲冢紀年云。后稷放帝子丹朱于丹水。是也。

(高祖本紀、秦末条)

3 括地志云。故堯城……竹書云。昔堯德衰。爲舜所囚也。又有偃朱故城……竹書云。舜囚堯。復偃塞丹朱。使不與父相見也。

(五帝本紀)

4 ……括地志云。……斟尋故城……。臣瓚云……。汲冢古文云。太康居斟尋。羿亦居之。桀又居之。尚書云……。此即太康居之。

(夏本紀)

5 汲冢古文云。太康居斟尋。羿亦居之。桀又居之。

(周本紀、武王条)

6 括地志云。相州安陽本盤庚所都。……竹書紀年云。盤庚自奄遷于北蒙。曰殷墟。南去鄴四十里。……

(殷本紀)

7 括地志云。沙丘臺……。竹書紀年。自盤庚徙殷。至紂之滅。七百七十三年。更不徙都。紂時稍大其邑。南距朝歌。北據邯鄲及沙丘。皆爲離宮別館。

(殷本紀)

8 ……又汲冢古文云。殷時已有心國。非成王所造也。

(梁孝王世家、褚少孫補)

9 紀年云。三年。致諸侯。烹齊哀公子鼎。

(周本紀、夷王条)

10 ……括地志云……。帝王紀云……。外傳曰……。竹書云。齊襄公滅紀・邢・郟・郕。

(始皇本紀末、後漢明帝記事条)

11 (補) 竹書云。齊襄公滅紀・遷紀云。

(齊太公世家、訂補)

戦国魏

12 ……竹書紀年云。梁惠王二十年。齊閔王築防以爲長城。

(蘇秦列伝、蘇代条)

13 紀年云。梁惠王三十年。下邳遷于薛。改名徐州。

(孟嘗君列伝、宣王9条)

↓ 索隱注引佚文と、ほぼ同じ(趙世家)

14 括地志云。高平……。紀年云。魏哀王改向曰高平也。

(趙世家、惠文王16条)

15 括地志云。……紀年云。鄭侯使辰歸晉陽向。更名高平拔之。

(范雎列伝、秦昭王42条)

↓ 集解注引佚文と、ほぼ同じ(趙世家)

索隱に引く《紀年》佚文は、基本的に『隋書』経籍志と同じく「紀年」と表示している。そして一部に、集解や西晋・臣瓚『漢書音義』地理志注を利用している。また数例ではあるが、隋文帝・煬帝期の王劭の按文を一部に利用している。²²⁾この王劭の引用文もまた、「紀年」と表示している。これらから索隱の系統をみれば、かれは集解を参照しながら、しかも大量の《紀年》佚文を追加したことになる。これは王劭の按文にみえる「紀年」の表示と同じことから、隋唐時代の伝本を利用したと想定できよう。

その内容は、周の共和以前の記載が四例と少なく、その引用も集解と「汲冢古文」「汲冢紀年」と記す記事が三例である。ところが春秋晋では、集解に見られない条文が多く収録されている。そして戦国時代でもまた、集解に対して多くの条文が記されている。これらによると索隱引く《紀年》佚文は、とくに晋・魏の時代にかかわる独自の記事を大量にふくむことになる。

これに対して正義引く《紀年》佚文は、大きく異なっている。²³⁾すなわち正義では、その大半が唐貞観十二〜十六年(六三八〜四二)に編纂された魏王李泰主編『括地志』の佚文によるものであり、独自の注はきわめて少ないとおもわれる。また正義では、集解・索隱とほぼ同じ引用文があり、また索隱に対するコメントがみられる点(索隱4)が注目される。そこで正義は、集解と索隱の説を参照しながら注釈をほどこしており、三家ではもっとも新しい注釈であることがわかる。

それでは正義に《紀年》佚文が少ないのは、索隱が引く佚文と重複をさけたといわれている点は、どうであろうか。これについて正義引く佚文では、索隱が引く《紀年》の系統と異なることが指摘できる。すなわち正義では『括地志』引く佚文が大半であり、そこでは「紀年」と記すこともあるが、全体は「汲冢紀年」「竹書」「竹書紀年」と表記されている。それ以外の佚文はわずかで、しかもその内容は正義独自の佚文として注目される記事ではない。このことか

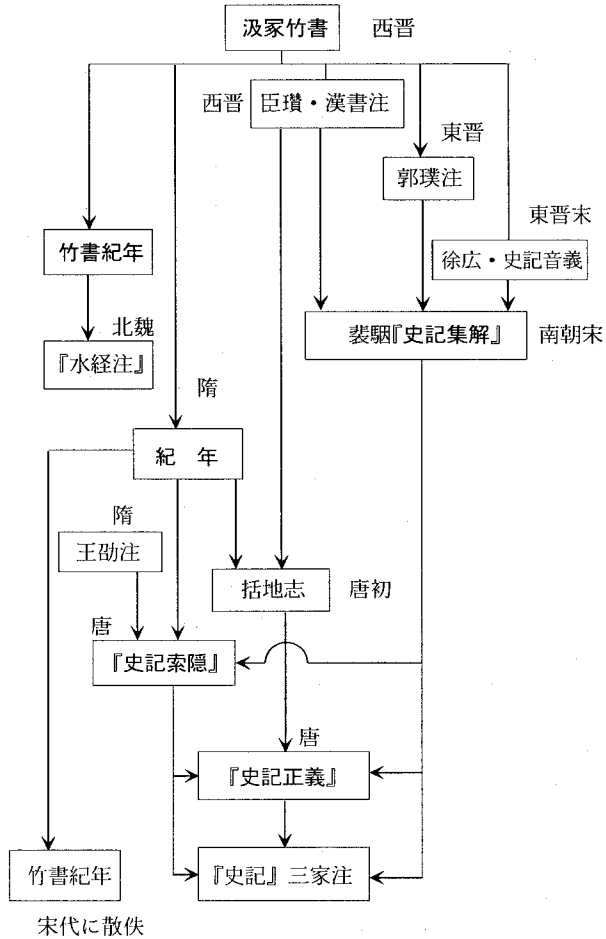
ら正義は、『紀年』の伝本を参照していない可能性がある。したがって正義注は、索隠引く『紀年』佚文を参照しているが、それ以外の佚文をほとんど追加することができなかったと推測できる。

以上のことから、索隠引く『紀年』佚文は、唐代初期に伝えられた『竹書紀年』を参照して大量の記載をふくみ、これに対して正義は集解・索隠・『括地志』などを参照しながら、独自の『紀年』原本を見なかったとおもわれる。このように『竹書紀年』は、西晋時代に発見されて以来、南朝・北朝ともに伝えられたようである。しかし南朝宋の集解は、とくに東晋末・徐広『史記音義』に引かれた戦国部分の佚文を中心として、一部に西晋・臣瓚『漢書音義』や東晋・郭璞注を引用しているが、これらはともに『紀年』完本の姿を伝えるものではない。これに対して『紀年』佚文を多く引用するのは、北魏・酈道元『水経注』と唐代の『史記索隠』であり、これらはとくに春秋晋以降の記述が多くふくまれている。したがって北朝・隋・唐に継承された伝本は、南朝宋の集解が利用できた佚文とは異なっていて比較的全体にわたる伝本であり、『水経注』と索隠注は、この北朝系統の伝本を利用しているとおもわれる。しかし唐代の『史記正義』は、わずかな佚文のほとんどが唐初の『括地志』引く佚文を収録しており、正義に引く『紀年』はごく一部であることをみてきた。

図1は、以上のような『竹書紀年』佚文の系統を示したものである。したがって『紀年』の伝本は、一部であるとはいえず西晋・東晋・宋に伝えられ、もう一方で北魏・隋・唐代に伝えられたと推測される。このような諸家の注釈に利用されている経過からみれば、この書籍が後世の偽書とは必ずしも考えられないであろう。

またこの考察から、『紀年』佚文の輯本に対して、つぎのような点が指摘できる。いま一つの基準とされている王国維『古本竹書紀年輯校』をみると、その配列は五帝からはじまって晋・魏（武侯・梁惠成王・今王）まで時代順に並べ、そのあとに「無年世可繫者」として付記している。しかしその佚文は、『紀年』佚文とおもわれる部分が配列

図1 『竹書紀年』の系統図



収録する形式が望ましいと考えられる。⁽²⁾

このような観点から輯本をみると、范祥雍『古本竹書紀年輯校訂補』と、李民・楊振令・孫順森・史道祥『古本竹書紀年訳註』は、基本的に王国維の編集方針と同じである。また陳夢家『六国紀年』は、その配列と考証は独自の観点によるが、やはり王国維と同じように、『紀年』佚文とおもわれる部分だけを引用している。しかし方詩銘・王修

してあるだけで、どの典拠による資料であるということも明記していない。また諸家の同一注釈に引かれた条文を、その内容によって分けて別項目としている場合がある。これは佚文の性格を考える際には、きわめて不便である。したがって、『紀年』の輯本は、佚文引用の典拠まで

『古本竹書紀年輯證』は、すでに指摘したような典拠に注意して引用し、しかも同一あるいは類似の条文は並べて配列している。さらに案文において、佚文と異聞の考証を行なっている。この点において今日では、『古本竹書紀年輯證』の配列方法が、もっとも望ましい形式に近いといえよう。ただしそのとき『紀年』佚文に関して注意すべきことは、諸注に引用するときの誤写があること、一部佚文の引用に明らかな書き換えや考証の案文があるということである。したがって『紀年』佚文の復元には、このような諸注の引用形態を考慮する必要があるとおもわれる。

三 古本『竹書紀年』佚文の史料性格

ここでは『紀年』佚文の性格を考えるまえに、まず山田統「竹書紀年と六国魏表」「竹書紀年の後代性」など一連の論文で指摘された、『紀年』の史料価値を否定する説を再検討してみよう。⁽²⁶⁾

山田氏によると、『史記』集解に「黄帝」から始まるとするのは不自然であるが、杜預の『左伝』後序によって「夏殷周」から始めるという説をとれば問題はなくなるといわれる。しかし三代が王に繫年され、以後は晋に接続して、戦国魏の「今王」二〇年までの記述をする紀年資料が、戦国時代にありえたであろうかという疑問を出されている。これについては古代を系譜資料で記述し、春秋・戦国初期を簡略な記事資料、戦国中期以降を紀年資料とする複合的な「紀年」が、ほかにも存在する。それは別稿で論じたように、『史記』秦本紀にみえる「秦記」であり、ここでは同一の国ではあるが、複合的な資料の形式は『竹書紀年』の形式とやや近い。⁽²⁷⁾ しかも晋のあと戦国魏につづくことは不自然といわれるが、馬王堆帛書『戦国縦横家書』によると、魏の国は戦国時代にも「晋」と呼ばれている。⁽²⁸⁾ このことから魏は、晋を滅ぼした国であると同時に、三晋のなかで「晋」を継承する国と認識されているのである。し

たがって魏が晋紀年資料を継承した記述になっていることは、戦国史資料の記述に即して考えれば、むしろその信頼性をうかがわせることになる。

これに関連して山田氏は、趙を「邯鄲」、魏を「梁」、韓を「鄭」というのは、『孟子』などを参照した結果ではないかといわれるが、この点も『戦国縦横家書』では、趙を「邯鄲」、韓を「鄭」という例があり、魏はむしろ「梁」と呼ばれる例のほうが一般的である。²⁹⁾以上のことは、『紀年』の後代性を示す根拠にはならず、かえって同時代の用語を忠実にふくむことがわかるであろう。

また橋本増吉・山田統両氏は、『史記』には紀年を記さない古代に、干支紀年法がありえたであろうかといわれる。³⁰⁾ここでは古代紀年の検討を中心とするものではないが、『史記』三家注にみえる『紀年』佚文によって説明すれば、晋以前において年数を記す資料は、その出典が基本的に集解だけにみえる資料と、素隠佚文の数例だけであった。また同じく集解に引く臣瓚注・徐広注では、古代の記述に対して紀年・年数を記さず、素隠・正義においても、この傾向は同様である。したがって『紀年』佚文では、むしろ干支紀年法や古代年数を記す資料の典拠のほうが問題ではないかと考える。³¹⁾したがってここでは、晋以前の部分と、晋・魏の部分との性格を一応わけて考えておきたい。

それでは残る春秋晋・戦国魏紀年の信頼性は、どのように考えられるのであろうか。つぎに『史記』三家注にみえる『紀年』佚文から、その史料性格を検討してみよう。

まず表1の集解引く『紀年』佚文では、魏文侯以前の記事は少なく、春秋晋の紀年はみられない。つぎに戦国魏では、臣瓚注引く佚文に紀年はなく、二例は斉・衛にかかわる大事記である。また徐広引く佚文は、「恵王」「哀王」の紀年をふくむ記事と、魏と他国に関する大事記に分かれている。そして裴駰案文にみえる佚文は、とくに「梁恵成王九年四月甲寅」という干支を記した大梁遷都の記事と、斉・燕の大事記がある。このことから集解引く『紀年』佚文

は、基本的に戦国以前は「穆王十七年」の記事をのぞいて、世系・年数と記事で構成されており、戦国魏の恵王時代に紀年資料となっていることがわかる。

ただしここで注意すべきことは、諸注の引用する《紀年》には、明らかな文章上の書き換えがあるということである。たとえば徐広注引く佚文(18、19)に「魏哀王」とあるのは、本来なら「今王」、あるいはただ紀年のみが記されていたはずである。徐広注では、これを「哀王」と推定して書き換えたとおもわれ、また同一引用とおもわれる記事(18、19)に紀年の相違がみられる点は、「四年」が正しいのではないかと考証されている³²⁾。さらに徐広注に「紀年作逢澤」とある記事(14)は、『史記』の本文「會諸侯于逢澤」に即して、「會諸侯于逢澤」という佚文を想定しなくてはならないであろう。同じように、徐広注に「紀年亦云爾」(16)とあることは、『紀年』佚文ではなく、『史記』趙世家の本文に即して佚文を想定しなければならない。したがって集解引く佚文は、その本来の諸注によって、若干の書き換えがあることに注意する必要があり、引用文をもってただちに《紀年》佚文にできないことがわかる。

このような《紀年》佚文の特徴をふまえて、集解引く《紀年》の構成をみると、その記事は魏を中心として周辺諸国の情報が記されていることに気付く。たとえば魏の記事は、魏大夫の出奔、大梁への遷都、魏への来朝、魏での会盟、斉・宋との戦争、地名の改称などの例がみえる。また他国の記事は、周王・韓王の死、燕公子の即位、衛侯の記事、趙・燕の会盟、斉・趙・楚・秦・韓の戦争などである。したがって集解引く佚文は、魏国の大事・外交記事を中心として、周辺諸国の大事で記事が構成されていることを示している。これは魯国の編年記をもとにしたという『春秋』と類似の構成になっている³³⁾。以上のことから、集解引く《紀年》佚文は、必ずしも佚文そのものとして復元に利用することはできないが、その内容は戦国魏の紀年資料の形式を伝えていると考えられる。

そこで『史記』戦国紀年とのかかわりを検討すると、つぎの点が指摘できる。まず戦国時代に関する記事は、重複

する記事をのぞけば、全部で一四条となる。このうち『史記』と共通・関連する内容は、七例（10、11、14、16、17、20、21）であり、これと反対に新たな佚文は、七例（8、9、12、13、15、19、22）となる。したがって『史記』戦国紀年との関係が問題となるのは、とくに前者の記事であり、このうちさらに『史記』と異なる記事を見ると、二例みられる。10の例では、『史記』魏世家の恵王元年条に「今魏罾得王錯」とある記事に対応しているが、これは紀年の相違というよりも、記事そのものが同一の事件を指すものではない。つぎに11は、大梁遷都の記事であるが、この記事は『水経注』渠水条に「梁惠成王六年四月甲寅。徙邦于大梁」とあることから、すでに紀年の書写に相違があり、また魏の情勢をめぐって問題となる記事である。これに対して佚文には、『史記』と同じ記述があり、その表現は「紀年作逢澤」「紀年亦云爾」「紀年於此亦説」というように、『史記』の記事とほぼ一致した内容をふくむことが注目される。またこれらは直接的に紀年を記した記事ではなく、『史記』紀年との関係は明らかではない。以上のことから、集解に引く『紀年』佚文は、一例をのぞいて、『史記』紀年と直接的に相違する記事はみられず、むしろ『史記』と共通・関連する記事と、新たな佚文が引用されているといえよう。これらは『紀年』や『史記』の信頼性を否定するものではなく、むしろ『史記』戦国史料の不足を補うものと考えられる。

つぎに索隱・正義引く『紀年』佚文の内容は、すでに述べた通りであるが、ここでは集解との比較において、別の視点から『紀年』の性格を考えてみよう。

いま『史記』三家注にみえる『紀年』佚文において、戦国関係国の頻度を集計してみると、表6のようになる。これによると『紀年』佚文にみえる関係国は、齊・秦・趙・韓の順に多く、以下は魏の周辺諸国の記事であることがわかる。そしてその情報を、魏以東と魏以西の両方にわけてみると、魏以西の秦・韓・趙・楚の諸国は計三三例で、魏以東の燕・衛・周・鄭・齊・魯の諸国は計三五例となり、ほぼ東西に均等に分布していることがわかる。したがって

表6 《紀年》・魏世家の關係国

国名	集解	索隱	正義	計	魏世家
晋	0	4	0	4	—
齐	3	15	1	19	13
秦	1	11	0	12	39
趙	2	8	0	10	15
韓	2	6	0	8	6
燕	4	2	0	6	1
楚	2	1	0	3	4
周	1	0	0	1	1
魯	1	1	0	2	1
衛	1	2	0	3	2
鄭	0	4	0	4	3
宋	0	1	0	1	3
蔡	0	1	0	1	—
中山	—	—	—	—	2

この關係国の分布からみれば、《紀年》佚文の情報、魏を中心としてその周辺に分布しているといえよう。これはこの資料の性格が魏を中心とすることを示唆するものである。

これをさらに、『史記』魏世家にみえる關係諸国と比較してみよう。ただし魏世家では、戦国魏の文侯元年から哀王一八年までを対象とし、戦国故事・説話の部分は除いた。また同一年の記事は一例としたが、別の項目になっているものは事例にふくめ、『紀年』佚文と比較できるようにした。

表6によると魏世家では、秦・趙・齊・韓の順に多く、必ずしも情報は魏の周辺諸国に分布していない。また情報を、魏以東と魏以西の両方にわけてみると、魏以西の秦・韓・趙・楚の諸国は計六四例、魏以東の燕・衛・周・鄭・齊・魯の諸国は計二二例となる。これは西側の情報が、東側の情報にくらべて約三倍であり、しかも多くは秦の情報にかたよっていることがうかがえる。これは《紀年》佚文にみえる情報分布と大きく異なっている。その原因は、すでに『史記』戦国紀年の分析で指摘したように、司馬遷は戦国世家を作成するにあたって、秦の情報を基礎とし、その秦との関連事項を各国に分散した年表によって記述したことに求められるとおもわれる。⁵⁶⁾

したがって魏世家では、その情報が圧倒的に秦の情報にかたよる、秦との関連において諸国の情報があらわれ、そのなかに魏の情報がふくまれているものと考えられる。いまこの両者を比較してみると、その相違は明らかであろう。以上のことから、

『史記』三家注にみえる《紀年》佚文は、司馬遷が利用した戦国秦の資料とは異なる系統に属しており、しかも魏国の大事・外交記事を中心とする資料であると推測できるのである。

このような『竹書紀年』佚文の構成は、春秋晋より以前は系譜に近い形式が多く、春秋晋・戦国魏に紀年記事が現れている。このことは春秋晋において、魯国の編年記をもとにしたという『春秋』と同じ形式を採用し、また戦国魏においても、晋以来の紀年形式の記録が継承されたことを示している。このような紀年資料の存在は、戦国趙が邯鄲に遷都する敬侯期から紀年資料が現われ、戦国秦において献公・孝公時期に紀年記事に移行する形態より早いものである。⁸⁶⁾しかし《紀年》が、『孟子』離婁下篇に「晋之乗、楚之桡、魯之春秋」という諸国史記に対しては、必ずしも直接的な資料とみなす必要はなく、王国の紀年を基本とした類似資料である可能性がある。⁸⁷⁾ここに《紀年》佚文の分析は、あらためて春秋から戦国における紀年資料の存在を示すとともに、これまでの知見とあわせて春秋魯・晋、戦国魏・趙・秦における紀年資料の形態を比較する材料を提示するといふことができよう。

おわりに

本稿では、『史記』三家注に引用された『竹書紀年』佚文を分析して、その史料性格を検討した。その結果、以下のような諸点が確認できよう。

一に、近年中国の戦国・秦漢墓に副葬された出土資料の状況からみれば、『竹書紀年』の発見は、けっして虚構とは考えられない。しかし西晋の時代に、今日と同じような厳密さで出土資料の分類・釈文に成功したかという問題があり、その性格は資料内部の記述によって分析すべきであろう。

二に、『史記』三家注にみえる《紀年》佚文のうち、集解引く佚文は南朝に伝えられた一部の情報にもとづき、『紀年』以外の記事がふくまれている場合も想定できる。しかし戦国時代の記述は、大体において魏周辺の情報を伝えており、『史記』戦国史料の不足を補うことができるとおもわれる。また索隱引く佚文は、もっとも網羅的であり、そこには春秋晋・戦国魏の独自の情報がふくまれている。ただし正義引く佚文は、ほとんどが『括地志』などによるもので、集解・索隱から独自の情報は基本的にみられない。ここから古本『竹書紀年』は、集解・索隱引く佚文を中心として、『水経注』引く《紀年》佚文とあわせて利用することが基本となる。

しかし三に、『史記』三家注の《紀年》佚文には、「今王」の記述をはじめ、明らかな書換えがあり、また部分的に後世の誤写が想定される。したがって《紀年》佚文は、その部分だけ取り出して佚文とするのではなく、その前後の注釈をふくめて輯本とし、どのような系統の資料かを考慮する必要がある。そしてこのような限定のもとで、『竹書紀年』佚文は、『史記』戦国史料を修正・補足する資料として利用することができるとおもわれる。

四に、これまで春秋・戦国期の諸国史記として、魯の『春秋』、晋の「乗」、楚の「梲杌」などが知られているが、『紀年』は必ずしもそのような国家の史記そのものと考えする必要はないとおもわれる。各国には、王国の紀年を基本としていくつかの資料が作成されたとおもわれ、『紀年』もまた王国紀年を基礎としたその一種の資料とみなすほうが妥当ではないだろうか。その一例として今日では、司馬遷が採用しなかった諸国紀年の類似資料が出土しており、あらためて《紀年》原簡の性格と、『史記』戦国紀年の研究をすすめる必要があると考える。¹⁸⁾

注

- (1) 拙稿『史記』戦国紀年の再検討」(愛媛大学教養部紀要)二〇、一九八七)、同『史記』戦国紀年一覧表」(中国史研究)九、一九八八)を参照。
- (2) 紀年の考証は、武内義雄『諸子概説』六国年表訂誤(弘文堂、一九三五)、錢穆『先秦諸子繫年』通表(商務印書館、一九三五初版)、楊寬『戰國史』戦国大事年表(一九五五初版、上海人民出版社、一九八〇)、山田統「竹書紀年と六国魏表」、同「竹書紀年の後代性」(一九六〇、のち共に『山田統著作集』1所収、一九八二)、金谷治「戦国年表雑識」(『集刊東洋学』八、一九六二)、白光琦「戦国紀年疑義」(『中国古代史論叢』八輯、一九八三)、齊藤国治・小沢賢二「天文史料を使って『史記』の『六国年表』を検証する」(『科学史研究』一五七、一九八六、のち改訂して『中国古代の天文記録の検証』所収、雄山閣、一九九二)、平勢隆郎編著『新編史記東周年表』(東京大学出版会、一九九五)などがある。
- (3) 『竹書紀年』は、王国維『古本竹書紀年輯校』のほか、陳夢家『六国紀年』(学習生活出版社、一九五五)、范祥雍『古本竹書紀年輯校訂補』(新知識出版社、一九五六)、方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯證』(上海古籍出版社、一九八一)、李民・楊折令・孫順霖・史道祥『古本竹書紀年詠註』(中州古籍出版社、一九九〇)など本文に関する研究がある。なお諸本から復元された古本に対して、今本『竹書紀年』が伝えられているが、それが信頼性のないことは王国維の考証があり、また平勢隆郎「今本『竹書紀年』の性格」(九州大学『東洋史論集』二〇、一九九二)で整理されている。

(4) 『竹書紀年』の性格・内容を論じた研究は多いが、出土状況と資料的性格を検討したものに、神田喜一郎「汲冢書出土の始末に就て(上・下)」、「支那学」一一二、三、一九二〇)、原富男「竹書紀年今・古本考」(斯文会『支那学研究』第三編、一九三三)、橋本増吉「竹書紀年について」(『東洋学報』三三一一、一九四九)、陳夢家「汲冢竹書考」(『六国紀年』所収)などがある。また范祥雍「關於《古本竹書紀年》的亡佚年代」(『文史』二五輯、一九八五)は、これまでの諸説を検討し、宋代までは残本があり、全書の散佚を元代とする。

(5) 注(4) 橋本前掲論文、注(2) 山田前掲論文。また金谷前掲「戦国年表雑識」は、戦国紀年の信頼性にかかわる問題点を整理されている。

(6) 王国維の輯本には、引用の仕方や記事の種類について問題があるが、ここではその概略を知る目安とした。また伊藤道治「一九六〇年一回顧と展望・先秦」(『史学雑誌』七〇一五、一九六一)では、すでに『竹書紀年』佚文の典拠に注意する必要性を指摘されている。

(7) 『晋書』卷五一束皙伝に、

初太康二年。汲郡人不準。盜發魏襄王墓。或言安釐王冢。得竹書數千車。其紀年十三篇。記夏以來。至周幽王爲犬戎所滅。以事接之三家分。仍述魏事。至安釐王之二十年。蓋魏國之史書。

(8) 注(2) 山田前掲論文、注(4) 陳夢家前掲論文。

(9) 拙稿『「史記」と中国出土書籍』(『愛媛大学教養部紀要』二三、一九九〇)参照。また中国科学院考古研究所編『輝県発掘報告』(科学出版社、一九五六)では、輝県固圉村の遺跡を戦国魏墓の地とするが、一九九三年の特別展『中国王朝の誕生』(読売新聞社、一九九三)では、戦国中期の魏国王族墓地としている。この地域は晋代の汲冢にふくまれ、今後の調査が注目される。

(10) 杜預『春秋経伝集解』後序に、

大康元年三月。……會汲郡汲縣。有發其界内舊冢者。大得古書。……周易及紀年。最爲分了。……其紀年篇。起自夏殷周。皆三代王事。無諸國別也。唯特記晉國。……晉國滅。獨記魏事。下至魏哀王之二十年。蓋魏國之史記也。……哀王二十三年乃卒。故特不稱論。謂之今王。其著書文意。大似春秋經。推此足見。古者國史策書之常也。

(11) 注(4) 橋本前掲論文など。また汲冢竹書が整理される段階では、いくつかの困難が指摘されている。それは汲冢竹書の字体が「科斗文」であり、これを十分に晋代の文字に釈文できたかという問題である。その例は、たとえば杜預が述べるように、『春秋』との比較記事にみられる。したがって『紀年』は、竹簡から写本への段階ですでに誤読の可能性があることに注意する必要があるであろう。

(12) 集解の特徴は、吉川忠夫「裴駟の『史記集解』」(『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』所収、一九七九) 参照。

(13) 『紀年』佚文は、前掲『古本竹書紀年輯證』の考証を参考にした。また戦国史の時代区分は、拙稿「戦国略年表」(『馬王堆帛書・戦国縦横家書』所収、朋友書店、一九九三) で諸説を紹介している。

(14) 徐広の経歴は、『晋書』巻八一(徐広伝)、『南史』巻三三(徐広伝)にみえる。臣瓚は、集解序の索隱が、『穆天子伝』を校定した西晋・校書郎の傅瓚とするが、顔師固は『漢書』叙例で、姓・本籍は不明としている。

(15) このほか『漢書』地理志の河南郡開封の逢池に付された顔注に、「臣瓚曰。汲冢古文。梁惠王發逢忌之藪以賜民。今浚儀有逢阪忌澤是也」とあるなど、地理志注に臣瓚の説がいくつか引用されている。

(16) 近年の考証には、鄭傑文『穆天子伝通解』(山東文芸出版社、一九九二)、楊善群「《穆天子伝》的真偽及其史

料価値」(『中華文史論叢』五四、一九九五)などがある。

(17) さらにごく一部は、裴駟の付記した『紀年』の可能性があり、その範囲は夏王朝から戦国魏までの全体に及んでいる。

(18) 『水経注』引く『紀年』佚文の戦国部分は、拙稿「『史記』魏世家の史料の考察」(『愛媛大学教養部紀要』二七、一九九四)で、『史記』三家注と比較している。そのとき『水経注』引く『紀年』佚文は、もっとも網羅的で全体に及んでいる。

(19) その訳注に、興膳宏・川合康三『隋書経籍志詳攷』(汲古書院、一九九五)がある。

(20) 銭大昕『二十二史考異』。また小沢賢二「史記会注考証校補弁証(一)」(『双文』一、一九八四)は、『史記』正義との関連で『竹書紀年』の一部記事を検討している。

(21) 索隱の性格は、青木五郎「『史記索隱』論考」(東京工業高等専門学校研究報告書一、一九七〇)、同「司馬貞の史学―『史記索隱』の史学史上の位置について」(『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』所収、一九七九)、吳汝煜「司馬貞『史記索隱』与『竹書紀年』」(『文献』一六、一九八三)参照。また平勢隆郎編著『新編史記東周年表』では、司馬貞が『紀年』から各国紀年を一覧したと考え、「索隱解釈表」を作成している。また索隱の戦国魏の部分は、注(18)拙稿を参照。

(22) 『隋書』巻六九によると、王劭には『讀書記』の著作がある。

(23) 正義の佚文は、小沢賢二「史記正義佚存訂補」(水沢利忠編『史記正義の研究』所収、汲古書院、一九九四)参照。

(24) この意味で、王国維の輯本などの形式では、『紀年』佚文とする部分が、注釈者の案文や要約である場合と区

別できないことになる。したがって誰の注釈にどのように引用されているかという形式を残した輯本が望ましいと考える。

(25) ただし同一の《紀年》佚文を分割している点や、その配列の方法には、なお検討の余地があるとおもわれる。

(26) 注(2) 山田前掲論文。

(27) 拙稿『史記』秦本紀の史料性格(『愛媛大学教養部紀要』二四、一九九一)。

(28) 注(13) 前掲『馬王堆帛書・戦国縦横家書』一七章など。

(29) 同右の六、七、一一、一五章など例は多い。

(30) 注(2)(4) 前掲論文。

(31) 集解引く『紀年』佚文では、王朝の継承された世系・年数や、桀の記事、殷墟の記載があり、郭璞注引く佚文のみに周穆王に関する記事がある。ここで三代の年数は、すべて集解の引用文だけに見られる資料である。このほかは「穆王十七年」の記事であり、戦国以前では紀年に関する記載はみられない。したがって集解を見るかぎり、後代性を示すとして疑問とされている夏殷周三代の年数は、徐広・臣瓚など諸家の佚文ではなく、むしろ集解の引用に問題があるのではないかとおもわれる。

(32) 前掲『古本竹書紀年輯證』一四三頁では、哀王在位が二〇年であるため「二十」を衍字とする王国維の説と、『史記会注考証校補』秦本紀条の高山寺本に「四年」と作るに従っている。

(33) 『春秋』が魯国の編年記にもとづくすれば、『竹書紀年』はやはり春秋晋の紀年資料を伝えるものであり、この形式が戦国魏に継承されたと考えるべきであろう。このことから《紀年》は、その誤写や疑問とされる記事をのぞけば、『史記』戦国紀年を補足・修正する資料になるということが出来る。

- (34) 拙稿前掲『史記』魏世家の史料的考察」参照。
- (35) 注(1) 拙稿前掲論文。
- (36) 注(27) 拙稿前掲論文、また拙稿『史記』趙世家の史料的性格」(『愛媛大学教養部紀要』二二、一九八九)を参照。
- (37) 戦国時代の紀年資料については、拙稿『史記』項羽本紀と秦楚之際月表」(『東洋史研究』五四―二、一九九五)で整理している。
- (38) 平勢前掲『新編史記東周年表』は、『竹書紀年』を基準として、君主在位の称元法や暦法などの原理をあらため、『史記』戦国紀年の修正を試みた研究である。